

○伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブ条例

平成20年3月27日

条例第3号

改正 平成23年3月24日条例第14号

平成28年3月25日条例第14号

(設置)

第1条 本市は、佐賀県立伊万里特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に就学している児童又は生徒であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童又は生徒の健全な育成を図り、保護者の子育てを支援するため、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

(平23条例14・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブ	伊万里市大坪町丙1427番地

(入所の要件)

第3条 児童クラブに入所できる者は、特別支援学校に就学している次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒とする。

- (1) 小学部1学年から高等部3学年までの者で、保護者が労働等により昼間不在である家庭の児童又は生徒
- (2) その他市長が特に必要があると認めた者

(平23条例14・一部改正)

(入所の許可)

第4条 前条に規定する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者は、当該児童等を児童クラブに入所させようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、児童等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブへの入所の許可をしないことができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 身体虚弱で児童クラブでの保育が困難なとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(入所許可の取消し等)

第6条 市長は、入所の許可を受けた児童等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童等の入所の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料の徴収)

第7条 市長は、児童クラブに入所している児童等の保護者（以下「納入義務者」という。）から、利用料を徴収する。

(利用料の額)

第8条 前条の規定により市長が徴収する利用料の額は、児童等1人につき日額300円とし、1月の利用料が3,000円を超える場合は3,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童等を同時に入所させている場合は、2人目以降の児童等については1人につき日額150円とし、1月の利用料が1,500円を超える場合は1,500円とする。

(利用料の納期)

第9条 利用料は、月を単位として、利用日数に応じて徴収するものとし、納入義務者は、当該月分の利用料を翌月の末日までに納入しなければならない。

(平28条例14・一部改正)

(利用料の返還)

第10条 既に納めた利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条の規定は、平成28年度以後の年度分の利用料について適用する。

○伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブ条例施行規則

平成20年3月27日

規則第7号

改正 平成23年3月24日規則第7号

平成23年12月28日規則第37号

平成26年3月26日規則第10号

平成29年7月26日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブ条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 児童クラブの定員は、20人以内とする。

(平23規則37・平26規則10・一部改正)

(開所時間)

第3条 児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 特別支援学校の授業日である日 午後1時30分から午後6時まで

(2) 特別支援学校の休業日である日 午前8時から午後6時まで

(平23規則7・平23規則37・一部改正)

(休所日)

第4条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から8月15日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(入所の申込み)

第5条 条例第4条の許可を受けようとする者は、特別支援学校留守家庭児童クラブ入所申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(入所の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、入所の可否を決定し、特別支援学校留守家庭児童クラブ入所決定通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(利用の申込み)

第7条 前条の規定により入所の決定を受けたものは、原則として、児童クラブを利用する月の開所日初日から5日前までに利用する月1か月分の特別支援学校留守家庭児童クラブ利用申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、他の利用希望者との調整等を行った上で、速やかに利用日を決定し、保護者に通知するものとする。

(退所)

第9条 児童等を児童クラブから退所させようとする保護者は、あらかじめ特別支援学校留守家庭児童クラブ退所届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 児童等又は保護者の氏名、住所、連絡先等に異動があったとき。
- (2) 児童等の一身上に事故等があったとき。
- (3) その他市長において特に必要があると認めたとき。

(利用料の減免)

第11条 条例第11条の規定による利用料の減免は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける世帯 利用料の全額
 - (2) 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 利用料の半額
 - (3) その他市長が認める世帯 市長が認める額
- 2 前項第2号に規定する市町村民税の額については、4月から6月までの間は前年度分とするものとする。

（平23規則37・一部改正）

（利用料の減免申込み）

第12条 利用料の減免を受けようとする保護者は、特別支援学校留守家庭児童クラブ利用料減免申込書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、特別支援学校留守家庭児童クラブ利用料減免可否決定通知書（様式第6号）により保護者に通知するものとする。

3 前2項の申込みに基づく利用料の額の変更は、当該申込みがあった月の翌月からとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第37号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第11条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

特別支援学校留守家庭児童クラブ入所申込書

申込日： 年 月 日

児童・生徒	(フリガナ) 氏名		部名・(新)学年		
	生年月日： 年 月 日 (歳) 男・女		部	学年	
連絡先	連絡先名		電話番号		
	自 宅				
	父	(勤務先等)			
		携帯電話			
	母	(勤務先等)			
		携帯電話			
その他	(勤務先等)				
	携帯電話				
入所希望日 (年度途中入所の場合)		月 日()から			
世帯の状況 (申込児童・生徒 を除く)	続柄	同居家族の氏名	年齢・学年	勤務先(職業)等	
	父				
	母				
児童・生徒の帰宅方法	平日	時 間	時頃	方法	徒歩 自家用車 その他()
		迎えに来る人	父 母	その他()	
	土曜日	時 間	時頃	方法	徒歩 自家用車 その他()
		迎えに来る人	父 母	その他()	
入所を希望する理由					

健康状態等で気を付けること	
---------------	--

入所申込書の内容については相違ありません。

年 月 日

伊万里市長 様

申込者 住所 〒 (行政区:)
市 町 番地
(アパート名:)

氏名



様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

特別支援学校留守家庭児童クラブ入所決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった特別支援学校留守家庭児童クラブへの入所については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

児童・生徒氏名		
<input type="checkbox"/> 許 可		
<input type="checkbox"/> 不許可	理由	
入 所 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 次のような場合は、速やかに届出を行ってください。

- 1 児童クラブを利用する必要がなくなったとき。
- 2 児童・生徒又は保護者の氏名、住所、勤務先、電話番号等に変更があったとき。

様式第3号(第7条関係)

特別支援学校留守家庭児童クラブ利用申込書(年 月)

(保護者)

住所 _____

氏名 _____

次の者の特別支援学校留守家庭児童クラブの利用について、下記の希望日のとおり申し込みます。

記

_____ 部 _____ 学年

氏名 _____

利用希望日

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

様式第4号(第9条関係)

特別支援学校留守家庭児童クラブ退所届

児童・生徒氏名		
学 年	小学部 中学部 高等部	学年
退所の理由		
<p>上記により、 年 月 日をもって退所しますので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>伊万里市長 様</p> <p>保護者 住所 氏名</p>		

様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

特別支援学校留守家庭児童クラブ利用料減免可否決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった利用料の減免については、審査の結果、
次のとおり 減免する・減免しない ことと決定したので通知します。

児童・生徒氏名	
減 免 額	日額 円
決 定 利 用 料	日額 円
減免しないこと と決定した理由	
減 免 期 間	年 月 日～ 年 月 日

※ 利用料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

(平 2 3 規則 3 7 ・ 一部改正)

様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 9 規則 2 2 ・ 全改)

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)